

指名停止の状況

業者名	指名停止の期間	要領適用条項	指名停止の理由
西武建設株式会社 名古屋支店	令和5年10月6日から 令和6年2月5日まで (4か月)	・第2条第1項 ・別表第2第12号	<p>西武建設（株）は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いた。</p> <p>これらのことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月21日、関東地方整備局長から営業停止処分を受けた。</p> <p>したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、西武建設株式会社名古屋支店に対し指名停止を行う。</p>